

大仙市工場等建物・設備等取得支援補助金（詳細情報・フロー図）

1 補助対象者（次の①～③のいずれかに該当）

- ①市外の企業で市内に新規に工場等を新設するもの【新規誘致企業】
- ②事業拡大を目的に工場等の延床面積増を伴う投資を行う市内の企業でア～ウに該当するもの【増設企業】
 - ア 同一敷地内、又は別の土地に工場等を新たに設置又は既存工場等を拡張するもの。
 - イ 既存工場等の一部又は全部を廃して、同一敷地内又は別の土地に工場等を新規設置又は拡張するもの。
 - ウ 移設等企業のうち、従業員が投資前より1.5倍以上増加するもの。
- ③市内の事業所で、事業拡大を目的に工場等の延床面積増加を伴わない投資を行う企業【移設等企業】
 - ア 既存工場等の一部又は全部を廃して、同一敷地内、又は別の土地に工場等を新設・増設。
 - イ 設備投資のみ（建屋の投資がない）。

2 補助要件（1）及び（2）を全て満たすこと

- (1) 固定資産取得額
【新規誘致企業】5,000万円超 【増設企業・移設等企業】3,000万円超
- (2) 新規常用雇用
新規誘致企業 5名以上の新規常用雇用
増設企業・移設等企業 「5名以上の新規常用雇用」又は
「2名以上の新規常用雇用かつ事業所全従業員の2.5%以上の賃上げ」

3 対象経費（1）及び（2）を全て満たすこと

- (1) 補助対象経費【事業の用に供される固定資産】
所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号から第7号までに掲げる減価償却資産
- (2) 指定企業の償却資産台帳に搭載されるもの。

補助率と 補助金の額

- ▼ 新規誘致企業 補助対象経費の30%（※35%）
 - ▼ 増設企業 補助対象経費の10%（※15%）
 - ▼ 移設等企業 補助対象経費の5%（※10%）
- ※秋田県の「あきた企業立地促進助成事業補助金」に該当した企業。

4 申請手続きの流れ

